

○江差町議会公印規程

昭和 41 年 5 月 2 日

規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 議会の事務局における公印の制式管守及び使用については、この規程の定めるところによる。

(公印の種類)

第 2 条 公印は次のとおりとする。

- (1) 議長印
- (2) 常任委員長印
- (3) 議会運営委員長印
- (4) 特別委員長印
- (5) 事務局長印
- (6) 議会印

(ひな形及び寸法)

第 3 条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(管守)

第 4 条 公印は庶務係長が管守する。

- 2 公印は事務局長の承認をうけた場合のほか、管守場所以外に持出すことができない。

(公印台帳)

第 5 条 庶務係長は、別記様式の公印台帳を備え、公印を登録するものとする。

(公印の使用)

第 6 条 公印を使用するときは、押そうとする文書に当該回議書を添え、庶務係長に呈示して査閲を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に使用中の公印は、この規程により調製したものみなす。

附 則(平成 7 年規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年議会訓令第 1 号)

この規程は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

別表

公印のひな型及び寸法

1 ひな形

江 差 町
議 会 議
長 印

江 差 町 議
会 常 任 委
員 長 印

江 差 町 議
会 運 営 委
員 長 印

江 差 町 議
会 特 別 委
員 長 印

江 差 町 議
会 事 務 局
長 印

江 差 町
議 会 印

2 寸法

公印の種類	寸法(方ミリメートル)
議長印	21
常任委員長印	18
議会運営委員長印	18
特別委員長印	18
事務局長印	18
議会印	21

別記様式(公印台帳)

印影	
公印の名称	
備付年月日	
使用開始年月日	
告示年月日及び番号	
登録廃止その他の処理に関する記事及びその年月日	